月刊ＤＶＤ 速報・税務セミナー2018　 3月号

3月号のテーマ
平成30年度税制改正～個人編～

＜今月の税情報＞
　財産債務調書制度について

平成30年度税制改正～個人編～
１．個人所得課税の見直し
２．金融・証券税制
３．住宅・土地税制
４．森林吸収源対策に係る地方財源の確保
５．租税特別措置等
６．その他

　その他Ｑ＆Ａコーナー

司会：税理士：伊介裕美
講師：税理士：平川 茂

収録日：平成30年2月9日

時間：60分

1 個人所得課税の見直し

(1)平成30 年度税制改正における対応

① 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替
様々な形で働く人をあまねく応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除から、どのような所得にでも適用される基礎控除に、負担調整の比重を移していくことが必要である。こうした基本的考え方の下、負担の変動が急激なものとならないようにするため、まずは、給与所得控除・公的年金等控除を10 万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることとする。

② 給与所得控除の見直し
給与所得控除については、平成26 年度税制改正大綱において、給与所得控除の上限を245 万円(給与収入1,500 万円超)から220万円(給与収入1,000 万円超)に25 万円引き下げた。
平成30 年度税制改正においても、この方針に沿って、引き続き給与所得控除の上限の引下げを行う。具体的には、給与収入が850 万円を超える場合の給与所得控除額を195 万円(①の見直しによる10 万円引下げ分を含む。)に引き下げる。ただし、子育てや介護に対して配慮する観点から、22 歳以下の扶養親族が同一生計内にいる者や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者については、負担増が生じないよう措置を講ずる。

③ 公的年金等控除の見直し
公的年金等控除については、給与所得控除とは異なり収入が増加しても控除額に上限はなく、年金以外の所得がいくら高くても年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられるなど、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みとなっている。
世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等控除について、公的年金等収入が1,000 万円を超える場合、控除額に上限(見直し後の上限額:195.5 万円(①の見直しによる10 万円引下げ分を含む。))を設けることとする。また、公的年金等収入以外の所得金額が1,000 万円を超える場合には控除額を10 万円引き下げ、2,000 万円を超える場合には控除額を20 万円引き下げることとする。

④ 基礎控除の見直し
わが国の基礎控除については、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されているが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではないか、高所得者ほど税負担の軽減額が大きいことは望ましくないのではないかとの指摘がある。「逓減・消失型の所得控除方式」を採用する。
基礎控除は、人的控除の中で最も基本的な控除であり、より広い所得階層に適用されるべきものであることを踏まえ、所得金額2,400 万円超から逓減し、2,500 万円超で消失する仕組みとする。

⑤ 所得情報を活用している社会保障制度等における対応
今回の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10 万円の振替を行うことにより、税負担は増加しないが、総所得金額等や合計所得金額が増加する場合が生じうる。
この変化に伴い、所得税又は個人住民税の総所得金額等や合計所得金額を活用している社会保障制度等の給付や負担の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省において、適切な措置を講じなければならない。

(2)今後の見直しに向けた基本的方向性

給与所得控除や公的年金等控除といった所得計算上の控除については、働き方の多様化の進展状況等も踏まえ、基礎控除への更なる振替を検討するとともに、今回の見直しの考え方やこれまでの税制改正大綱に示された方針を踏まえ、そのあり方について引き続き丁寧に検討する。
経済社会のICT化等の動向や諸外国の制度も踏まえ、適正な記帳の確保に向けた方策を講じつつ、事業所得等の適正な申告、所得把握に向けた取組みを進める。
人的控除については、平成29 年度税制改正及び今回の改正により、基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除について、逓減・消失型の所得控除方式が採用されることとなる。今後の制度のあり方については、給与所得控除等からの振替による影響を見極めるとともに、所得再分配機能をどの程度強化すべきかという点も踏まえながら、引き続き検討する。
老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。
個人所得課税の見直しについては、個人の負担に直結するものであることから、累次の改正の影響も見極めつつ、国民の理解を得ながら、引き続き丁寧に議論を進めていくこととする。

一 個人所得課税

1 個人所得課税の見直し

(1)給与所得控除・特定支出控除等

(国税・地方税)
① 給与所得控除について、次の見直しを行う。
イ 控除額を一律10 万円引き下げる。
ロ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850 万円、その上限額を195 万円に引き下げる。

② 上記①の見直しの結果、給与所得控除額は下表のとおりとなる。

③ 特定支出控除について、次の見直しを行う。
イ 特定支出の範囲に、職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを加える。
ロ 特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、1月に4往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限を撤廃するとともに、帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費及び有料道路の料金の額を加える。

④ 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。

(注)上記の改正は、平成32 年分以後の所得税及び平成33 年度分以後の個人住民税について適用する。

(給与所得控除額の速算表)

(改正後)

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55 万円
162.5万円超　180万円以下	その収入金額×40%－10 万円
180万円超　360万円以下	その収入金額×30%＋8万円
360万円超　660万円以下	その収入金額×20%＋44 万円
660万円超　850万円以下	その収入金額×10%＋110 万円
850万円超	195 万円

(改正前)

給与等の収入金額	給与所得控除額
180万円以下	その収入金額×40% 65万円に満たない場合には65万円
180万円超　360万円以下	その収入金額×30%＋18万円
360万円超　660万円以下	その収入金額×20%＋54万円
660万円超　1,000万円以下	その収入金額×10%＋120万円
1,000万円超	220万円

個人所得課税の見直し等

- 働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援し、「働き方改革」を後押しする観点から見直し。
- 負担の急激な変動を避けるとともに、子育て世帯等に配慮。また、準備期間を十分に確保するため、平成32年（2020年）1月から施行。

○給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除へのシフト

○給与所得控除の適正化

- 特定の収入のみに適用される給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げつつ、どのような働き方でも適用される基礎控除を同額引上げ。
- 「控除額を主要国並みに漸次適正化する」とのこれまでの方針に沿って、控除額が頭打ちとなる給与収入を850万円超に引下げ。ただし、子育て世帯、介護世帯には負担増が生じないように手当て。（96%の方には負担増なし）

子育て・介護世帯 ⇒ 負担増減なし

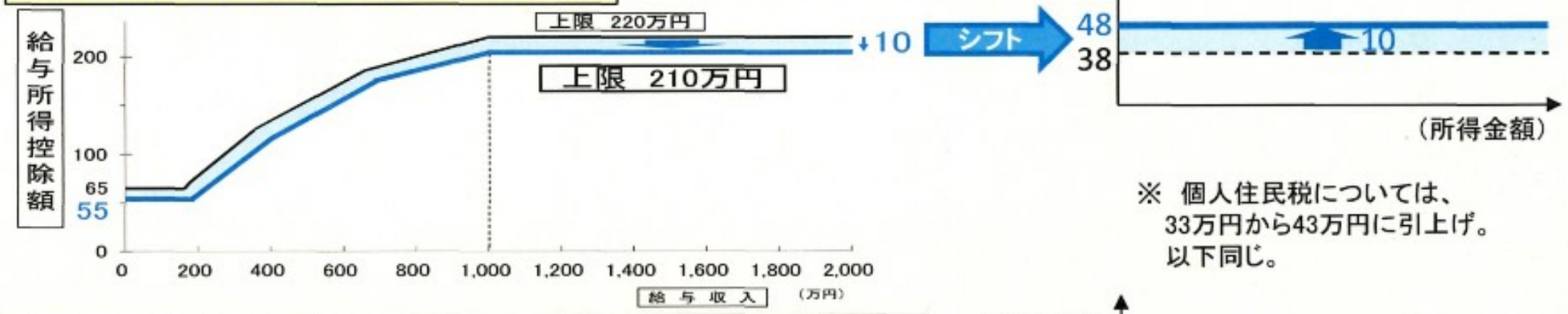

※ 個人住民税については、33万円から43万円に引上げ。以下同じ。

子育て・介護世帯以外 ⇒ 850万円超から徐々に負担増

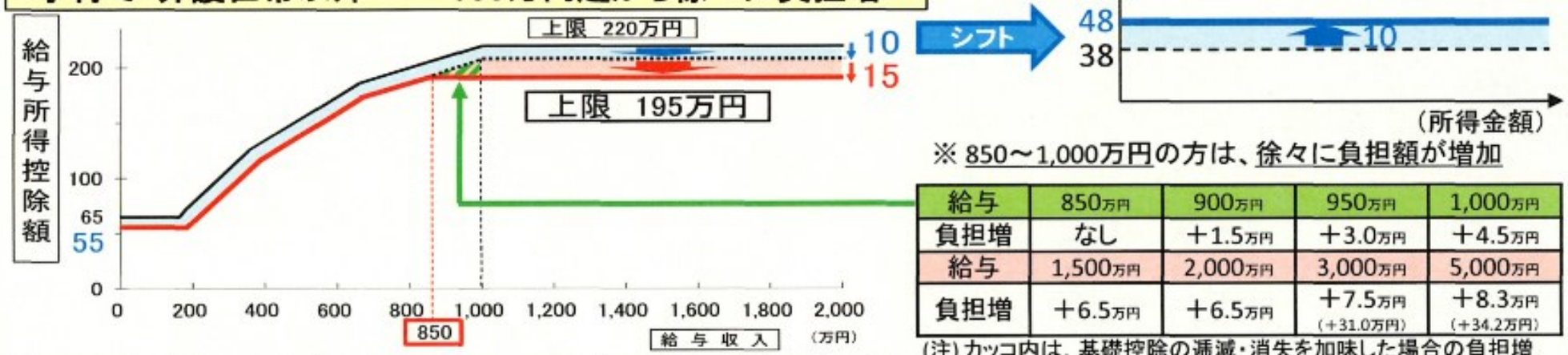

※ 850～1,000万円の方は、徐々に負担額が増加

給与	850万円	900万円	950万円	1,000万円
負担増	なし	＋1.5万円	＋3.0万円	＋4.5万円
給与	1,500万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円
負担増	＋6.5万円	＋6.5万円	＋7.5万円（＋31.0万円）	＋8.3万円（＋34.2万円）

(注) カッコ内は、基礎控除の逓減・消失を加味した場合の負担増

給与所得控除額の上限金額の引き下げ（平成24年、26年、30年改正）

	平成25～27年分の所得	平成28年分の所得	平成29～31年分の所得	平成32年分以後の所得
上限額が適用される給与収入金額	1,500万円	1,200万円	1,000万円	850万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円	195万円

特定支出控除の見直し（平成２４年、３０年改正）

① 範囲の拡大等（平成24年分利用者6人→平成27年分利用者1800人うち資格取得費利用者683人）
適用範囲の拡大等を行い、給与所得者の実額控除の機会を拡大する。

資格取得費	（平成24年改正により追加） 職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費
勤務必要経費 （65万円が限度） 職務上の旅費 帰宅旅費	（平成24年改正により追加） 職務と関連のある図書の購入費、職場で着用する衣服の衣服費及び職務に通常必要な交際費 （平成30年改正により追加） 職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるもの 単身赴任者の帰宅旅費について、1月に4往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限を撤廃 ＋帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費及び有料道路の料金の額

② 特定支出控除の適用判定・計算方法の見直し（平成２４年改正）
その年の特定支出の額の合計額が次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える場合は、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することができることとされる

給与等の収入金額	特定支出の額の合計額と比較する金額
1，500万円以下の場合	その年中の給与所得控除額の2分の1に相当する金額
1，500万円を超える場合	125万円 （上限245万円の約2分の1相当）

平成30年改正

特定支出控除の見直し（案）

○ 特定支出控除制度は、一定の支出額が給与所得控除額の2分の1を上回る場合には、当該2分の1を上回る部分の支出額（特定支出控除）と給与所得控除額の合計額を給与収入から差し引くことができる仕組み。

○ 給与所得控除の見直しにあわせ、
- 「職務上の旅費」を追加するとともに、
- 「帰宅旅費」の限度回数（月4回）を撤廃する等の見直しを行う。

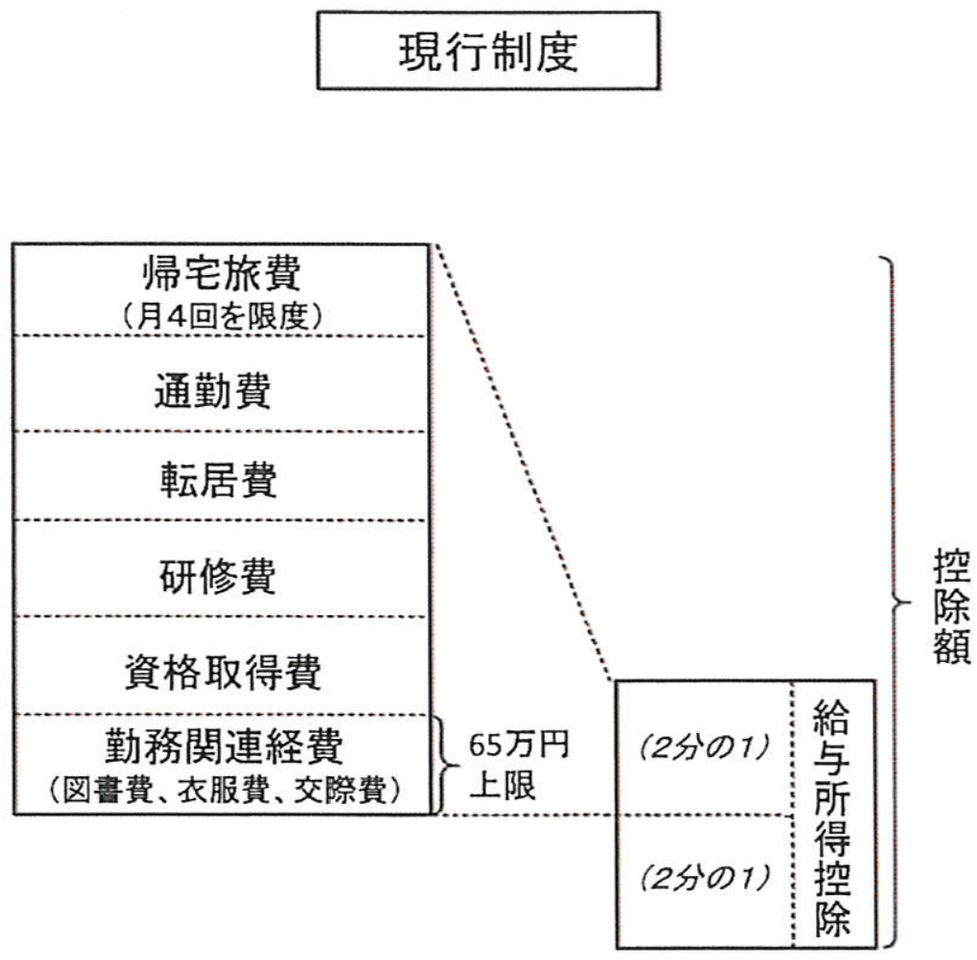

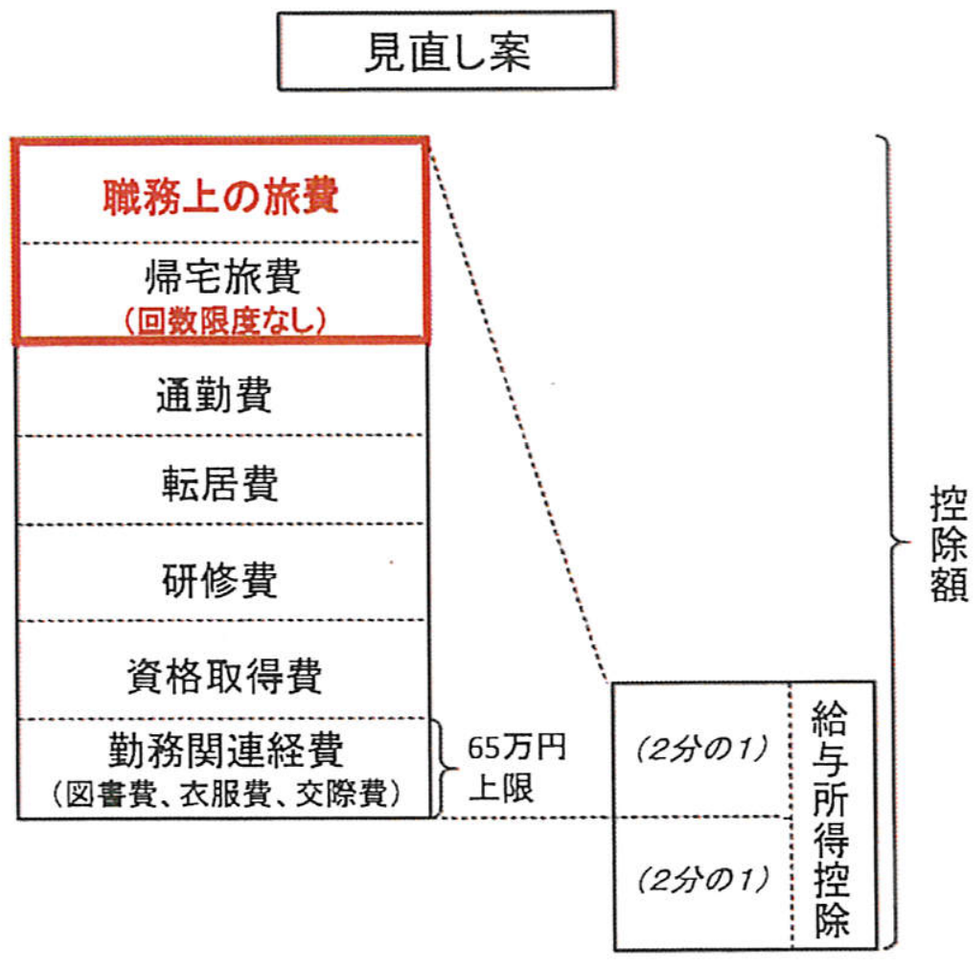

(2)公的年金等控除

(国税・地方税)
① 公的年金等控除について、次の見直しを行う。
イ 控除額を一律10 万円引き下げる。
ロ 公的年金等の収入金額が1,000 万円を超える場合の控除額については、195 万5千円の上限を設ける。
ハ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000 万円を超え2,000 万円以下である場合の控除額を上記イ及びロの見直し後の控除額から一律10 万円、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000 万円を超える場合の控除額を上記イ及びロの見直し後の控除額から一律20 万円、それぞれ引き下げる。

② 上記①の見直しの結果、公的年金等控除額は次のとおりとなる。
イ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000 万円以下である場合 次の(イ)の定額控除の額及び次の(ロ)の定率控除の額の合計額(その合計額が次の(ハ)の最低保障額に満たない場合には、次の(ハ)の最低保障額)
(イ)定額控除 40 万円
(ロ)定率控除
(50 万円控除後の公的年金等の収入金額)
360 万円以下の部分 25%
360 万円を超え720 万円以下の部分 15%
720 万円を超え950 万円以下の部分 5%
(ハ)最低保障額
65 歳未満 60 万円
65 歳以上 110 万円

ロ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000 万円を超え2,000 万円以下である場合 次の(イ)の定額控除の額及び次の(ロ)の定率控除の額の合計額(その合計額が次の(ハ)の最低保障額に満たない場合には、次の(ハ)の最低保障額)
(イ)定額控除 30 万円
(ロ)定率控除
(50 万円控除後の公的年金等の収入金額)
360 万円以下の部分 25%
360 万円を超え720 万円以下の部分 15%
720 万円を超え950 万円以下の部分 5%
(ハ)最低保障額
65 歳未満 50 万円
65 歳以上 100 万円

ハ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000 万円を超える場合 次の（イ）の定額控除の額及び次の（ロ）の定率控除の額の合計額（その合計額が次の（ハ）の最低保障額に満たない場合には、次の（ハ）の最低保障額）
（イ）定額控除 20 万円
（ロ）定率控除
（50 万円控除後の公的年金等の収入金額）
360 万円以下の部分 25%
360 万円を超え720 万円以下の部分 15%
720 万円を超え950 万円以下の部分 5%
（ハ）最低保障額
65 歳未満 40 万円
65 歳以上 90 万円

（注）上記の改正は、平成32 年分以後の所得税及び平成33 年度分以後の個人住民税について適用する。

（3）基礎控除

（国 税）
① 基礎控除について、次の見直しを行う。
イ 控除額を一律10 万円引き上げる。
ロ 合計所得金額が2,400 万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逓減し、合計所得金額が2,500 万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととする。

② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。
イ 合計所得金額が2,400 万円以下である個人 48 万円
ロ 合計所得金額が2,400 万円を超え2,450 万円以下である個人 32 万円
ハ 合計所得金額が2,450 万円を超え2,500 万円以下である個人 16 万円

③ 上記①の見直しに伴い、年末調整において基礎控除の適用を受ける場合に合計所得金額の見積額を申告する等の所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、平成32 年分以後の所得税及び平成33 年度分以後の個人住民税について適用する。

(4)青色申告特別控除

(国税・地方税)
① 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を55 万円(現行:65 万円)に引き下げる。

② 上記①にかかわらず、上記①の取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65 万円とする。
イ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。
ロ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行うこと。

(注1)上記の改正は、平成32 年分以後の所得税及び平成33 年度分以後の個人住民税について適用する。
(注2)平成32 年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳の備付けを開始する日に、これらの帳簿の電磁的記録による備付け及び保存に係る承認を受けていない場合において、同年中の日であってその承認を受けてこれらの帳簿の電磁的記録による備付けを開始する日から同年12 月31 日までの間におけるこれらの帳簿の電磁的記録による備付け及び保存を行っているときは、同年分の65 万円の青色申告特別控除の適用における上記(5)②イの要件を満たすこととする等の所要の措置を講ずる。

(5)上記(1)から(4)までの見直しに伴う所要の措置

(国 税)
① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48 万円以下(現行:38 万円以下)に引き上げる。
② 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を95 万円以下(現行:85 万円以下)に引き上げる。
③ 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件を48 万円超133万円以下(現行:38 万円超123 万円以下)とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ10 万円引き上げる。
④ 勤労学生の合計所得金額要件を75 万円以下(現行:65 万円以下)に引き上げる。
⑤ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を55 万円(現行:65 万円)に引き下げる。
⑥ 非居住者の公的年金等について、分離課税の対象となる金額等の算定における控除額計算の基礎となる額を、65 歳未満の者については5万円(現行:6万円)に、65 歳以上の者については9万5千円(現行:10 万円)に、それぞれ引き下げる。
⑦ その他所要の措置を講ずる。

(注)上記の改正は、平成32 年分以後の所得税及び平成33 年度分以後の個人住民税について適用する。

個人所得課税の見直し等（続き）

○公的年金等控除の適正化

- 公的年金等控除は、年金以外の所得がいくら高くても、年金のみで暮らす方と同じ控除が受けられる制度。
- 公的年金等控除について、
  - ① 公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に上限を設ける。
  - ② 年金以外に特に高額の副収入（1,000万円超：0.5%）がある年金受給者の控除額を引き下げる。

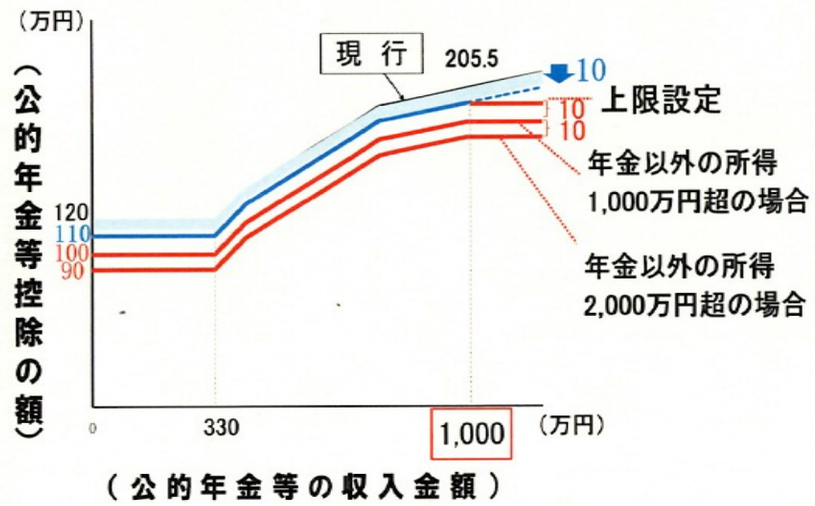

○基礎控除の適正化

- 基礎控除は生活保障的意味合いから設けられているが、所得が高いほど税負担の軽減額が大きい。
- 生活に十分余裕のある高所得者には措置する必要はないという考えに基づき、特に高額の所得（2,500万円超：0.3％）がある方に限って控除を逓減・消失させる。（英・米も同様の仕組み）

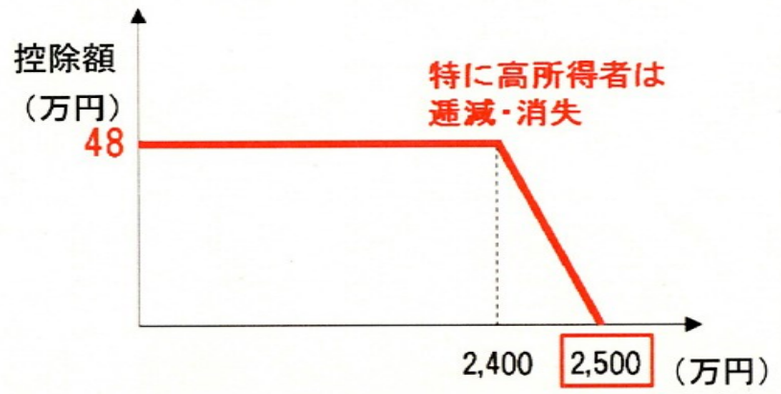

※ 個人住民税の基礎控除額は43万円。

○見直しの効果

会社員	フリーランス等の方々（含む起業する者等）	年金受給者
96%の方は、負担増減なし **高所得者の一部は、負担増**	**負担減**	**ほとんどの方は負担増減なし** **特に高額の副収入のある方は負担増**

○税務手続の電子化

- 経済社会のICT化や働き方の多様化を踏まえ、納税者利便を向上させるとともに、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、税務手続の電子化を推進。
  - ① 所得税の確定申告・年末調整手続の電子化を推進。
  - ② 申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、大法人に電子申告を義務化。

3

青色申告特別控除の見直し（案）

○ 所得税の見直しにより**基礎控除が10万円引き上がる（48万円）**ことを踏まえ、**基礎控除との合計額が現行と同額（103万円）**になるよう、**青色申告特別控除額を調整（55万円）**。

○ 同時に、税務手続の電子化を推進する観点から、現行の「65万円控除」の要件に加え、**「電子帳簿保存」又は「e-taxによる電子申告」**の要件を満たした場合には、**65万円の青色特別申告控除**を認める。
（基礎控除の引上げと合わせて控除額が10万円増加）

○ 「10万円控除」は変更しないが、事業所得等に係る適正な申告に向けた取組について、今後検討。

【現行制度】

控除額			要件	
青申控除	基礎控除	合計	記帳方法	申告方法
—	—	—	—	—
65万円	38万円	103万円	・正規の簿記で記帳（複式簿記）	・申告書にP/L、B/Sを添付 ・期限内申告
10万円	38万円	48万円	・簡易な方法で記帳 （所得300万円以下は現金主義も可）	・申告書にP/Lを添付（B/Sは不要） ・期限後申告でも可

【見直し案】

控除額			要件	
青申控除	基礎控除	合計	記帳方法	申告方法
65万円	48万円	113万円	（現行の「65万円控除」の要件） ＋ 電子帳簿保存 又は e-Taxによる電子申告	
55万円	48万円	103万円	（現行の「65万円控除」と同じ）	
10万円	48万円	58万円	（現行の「10万円控除」と同じ）	

基礎控除の引上げ及び給与所得控除の引下げに伴う調整（案）

○ 基礎控除の引上げ及び給与所得控除の引下げに伴い、基礎控除及び給与所得控除の金額等を踏まえて設定されている税制上の金額基準等について、必要な調整を行う。

【調整を要する主な控除・措置】

控除・措置名	概要	考え方	調整案
配偶者控除 扶養控除	合計所得金額38万円以下の配偶者・扶養親族を有する者に対し、38万円の控除を認める	配偶者・扶養親族の所得要件（38万円）は、基礎控除額に設定	配偶者・扶養親族の合計所得金額： 38万円以下⇒48万円以下 ※給与収入換算では103万円以下で変わらず
配偶者特別控除 （38万円控除）	合計所得金額85万円以下の配偶者を有する者に対し、38万円の控除を認める	配偶者の所得要件（85万円）は、就業調整問題に対応する観点から、給与収入換算で150万円になるよう設定（29年度改正）	配偶者の合計所得金額：85万円以下⇒95万円以下 ※給与収入換算では150万円以下で変わらず
青色申告特別控除 （65万円控除）	正規の簿記に従い記帳する等の一定の要件を満たす青色申告者に65万円の控除を認める	青色申告特別控除額（65万円）は、給与所得控除の最低保障額に設定（給与所得者とのバランスに配慮）	控除額：65万円⇒55万円 ※基礎控除との控除合計額は103万円で変わらず ※なお、さらに電子申告等の要件を満たした場合には、見直し後の控除額を65万円（基礎控除との控除合計額113万円）とする特例を設ける。
家内労働者等の 事業所得等の 所得計算の特例	家内労働者等について、必要経費が65万円に満たないときは、65万円を必要経費とすることができる。	必要経費とする額（65万円）は、給与所得控除の最低保障額に設定（パート等とのバランスに配慮）	必要経費とする額：65万円⇒55万円 ※基礎控除との控除合計額は103万円で変わらず

（平成29年改正）配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

（平成29年改正） 配偶者控除の見直し

国税の控除額 （平成29年改正後）

納税者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超　950万円以下	26万円	32万円
950万円超　1,000万円以下	13万円	16万円
1,000万円超	適用なし	適用なし

（2） 配偶者特別控除の見直し（平成29年改正）

国税の控除額 （平成29年改正後）

配偶者の合計所得金額		38万円超 85万円以下	85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下
納税者の合計所得金額	900万円以下	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	900万円超 950万円以下	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	950万円超 1,000万円以下	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
	1,000万円超	適用なし								

（注）上記改正は、平成30年分の所得税、平成31年分の住民税から適用する。

２ 金融・証券税制

（1）非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置を講ずる。

① 非課税口座の開設手続について、次の見直しを行う。

イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座の開設をしようとする居住者等は、当該営業所の長に対し、非課税適用確認書の添付を要しない非課税口座簡易開設届出書の提出ができることとする。当該届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該営業所に非課税口座を開設するとともに、当該届出書に記載された事項（以下「届出事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法により、速やかに当該営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

ロ 上記イの届出事項の提供を受けた所轄税務署長は、当該届出書の提出をした者につき、その提供を受けた時前における届出事項及び非課税適用確認書の交付申請書に係る申請事項（以下「申請事項」という。）の提供の有無を確認するものとし、当該確認をした所轄税務署長は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項を、当該届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

（イ）当該届出事項の提供を受けた時前に届出事項及び申請事項の提供がない場合 当該金融商品取引業者等の営業所における非課税口座の開設が適当である旨

（ロ）当該届出事項の提供を受けた時前に届出事項又は申請事項の提供がある場合 当該金融商品取引業者等の営業所における非課税口座の開設が当初よりできなかった旨

② 非課税口座内上場株式等は、非課税期間終了の日（非課税管理勘定が設けられた日の属する年の１月１日から5年を経過した日又は累積投資勘定が設けられた日の属する年の１月１日から20 年を経過した日をいう。以下同じ。）に非課税口座が開設されている金融商品取引業者等に開設されている特定口座がある場合には、他の年分の非課税管理勘定又は特定口座以外の他の保管口座に移管されるときを除き、当該特定口座に移管されることとする。この場合において、非課税期間終了の日に非課税口座内上場株式等を特定口座以外の他の保管口座に移管しようとするときは、当該金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該非課税口座内上場株式等を当該他の保管口座に移管することを依頼する旨その他の事項を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供で、特定署名用電子証明書等の送信と併せて行うものを含む。）をしなければならないこととする。

③ 非課税口座廃止届出書を提出する居住者等が当該届出書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所の長に個人番号の告知をしていない場合には、当該営業所の長が所轄税務署長に提供する廃止届出事項から個人番号を除外する。

④ その他所要の措置を講ずる。

（注1）上記①の改正は、平成31 年1月1日以後に非課税口座簡易開設届出書が提出される場合について適用する。

（注2）上記②の改正については、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）における未成年者口座内上場株式等の移管（課税未成年者口座を構成する特定口座への移管を含む。）についても同様とする。

◆NISAの口座開設申込時における即日買付けの実現〔金融庁〕

【現状及び問題点】

○ NISA（少額投資非課税制度）については、口座開設数が約1,090万口座、買付金額が約11.2兆円となるなど、制度開始以降、着実に普及（一般NISA：平成29年6月末時点）。

○ 一方、口座開設以降一度も買付けが行われていない口座が相当数にのぼるなど、稼働率の向上には課題。

○ この理由の一つとしては、現在、投資家がNISA口座の開設を申し込んでも、当日には買付けができず（二重口座でないことの確認が必要）、2回目の来店までに買付け意欲を失い、買付けが行われないことが挙げられる。

【大綱の概要】

○ NISA口座を即日で開設し、同日に買付けることを可能とする。

- 税務署での二重口座確認前に、NISA口座を開設できる簡易届出の仕組みを創設。
- 税務署は、事後的に二重口座の確認を行い、結果を金融機関に連絡。仮に、二重口座であった場合には、金融機関は、NISA口座で買付けていた商品を、開設当初に遡及して一般口座へ移管する。

【改正後のフロー】

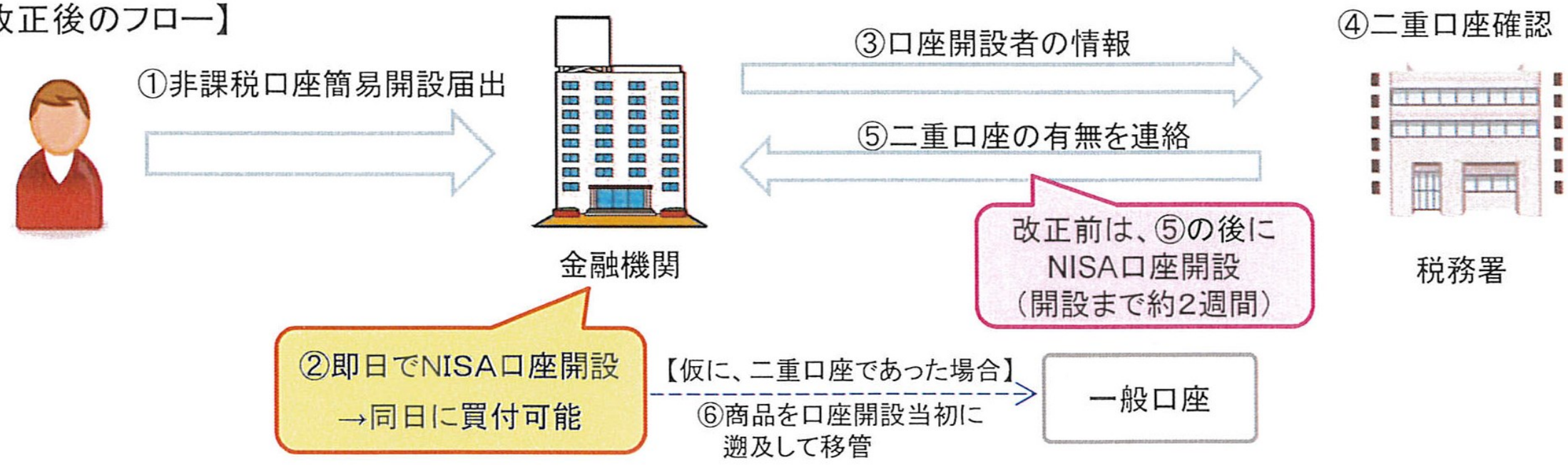

◆NISAにおける非課税期間終了時の対応〔金融庁〕

【現状及び問題点】

○　一般NISAの場合、保有から5年が経ち非課税期間が終了した後、顧客は引き続き非課税枠を使って投資を行うこと（ロールオーバー）ができるが、ロールオーバーを希望しない場合には、保有商品は課税口座へ移管される。課税口座には一般口座と特定口座（※）があるが、現行では特に意思表示をしない限り一般口座に移管されてしまう（つみたてNISA等も同様）。

（※）一般口座：顧客が「年間取引報告書」を作成し、確定申告する必要。
　　特定口座：金融機関が「年間取引報告書」を作成、源泉徴収を行う（源泉徴収とせず、顧客が確定申告することも可）。

（※）全口座（残高のあるもの）のうち、特定口座は全体の4分の3程度。また、いったん一般口座に入れた商品は、その後特定口座への移管は出来ない。

【大綱の概要】

○　非課税期間が終了したNISA口座内で保有する商品について、同金融機関に特定口座が開設されている場合には、特段の手続を経ずに当該特定口座に移管されることとする。（別途の届出により、一般口座に移管することも可能。）

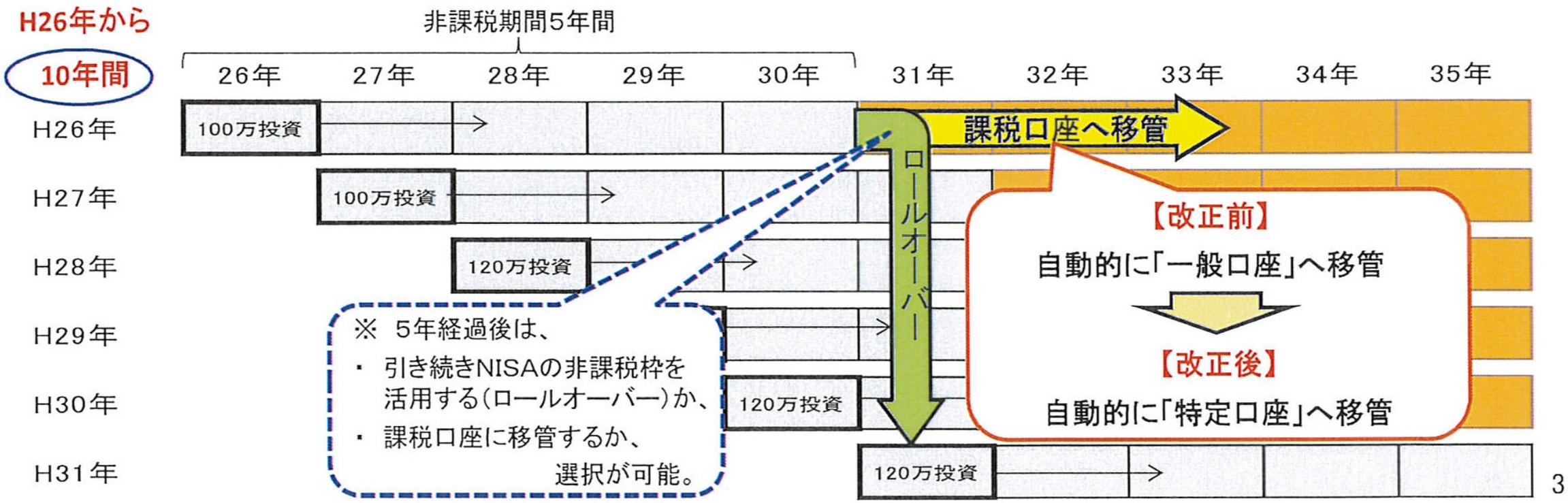

3

一般NISA制度、ジュニアNISA制度、積立型NISA制度の比較（平成29年改正後）

NISAの種類	一般NISA（平成26年1月施行）	ジュニアNISA（平成27年改正で創設）	積立型NISA（平成29年改正で創設）
制度を利用可能な者	20歳以上の居住者等	0歳～19歳の居住者等	20歳以上の居住者等 （成人NISAと選択適用）
年間投資上限額	100万円（平成26年～平成27年） 120万円（平成28年～平成35年）	80万円	40万円
非課税対象	上場株式・公募株式投信等 の配当・譲渡益	同左	長期の積み立て。分散投資に適した一定の 公募等株式投資信託（※1）の配当・譲渡益 （※1）バランス型ファンド、非毎月分配型ファンド等
投資可能期間	平成26年1月～平成35年12月まで （10年間）	平成28年4月～平成35年12月まで （約8年間）	平成30年1月～平成49年12月まで （20年間）
非課税期間	非課税管理勘定で、投資した年から最長5年	非課税管理勘定で、投資した年から最長5年 継続管理勘定にて20歳になるまで非課税	累積投資勘定で、 投資した年から最長20年間
運用管理	払い出しは自由	対象者が未成年者のため親権者等が代理して運用 18歳になるまで払出しが制限される。 （災害時または課税未成年者口座への払い出しは除く）	累積投資勘定には、累積投資に適した 公募等株式投資信託の受益権のみを 受け入れることが出来る。

（2）特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（エンジェル税制）

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（エンジェル税制）について、次の措置を講ずる。
① 地域再生法等の改正を前提に、適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社（平成30 年3月31 日までに同法の確認を受けたものに限る。）により発行される株式で当該確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるものを、当該特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式で同法の改正法の施行の日から平成32 年3月31 日までの間に発行されるものに見直すとともに、所要の経過措置を講ずる。

② 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を2年延長する。

③ 適用対象となる株式の範囲から、総合特別区域法に規定する指定会社により発行される株式を除外する。

特定新規中小企業者が発行した株式を取得した場合の特例等（エンジェル税制）の概要

投資家の税制優遇措置
（投資時）①寄附金控除を適用（年間出資額1,000万円を限度）
②投資額全額をその年の他の株式譲渡益から控除　※①と②は選択適用
（譲渡時）③譲渡損が生じた場合、他の株式の譲渡益と損益通算
④通算しきれなかった場合、翌年3年間に繰越控除

⇩ 対象企業に出資

適用対象企業（特定新規中小企業）
①中小新事業促進法に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社で一定のもの
②地域活性化総合特区において、地域の抱える社会的課題の解決に資する事業を行う中小企業者で、一定の要件を満たすもの
③沖縄県知事の指定を受けた特定経済金融活性化産業に属する事業を実施する株式会社

（平成27年改正で追加、国家戦略特区法の認定企業）
①医療、農業、バイオ分野の事業を行うベンチャー企業で一定のもの
②雇用創出型の小規模ベンチャー企業で一定のもの

（平成28年改正で追加、地方公共団体が策定する地域再生計画の確認を受けた企業）
①集落生活圏の住民の共同の福祉又は利便のために必要な施設の整備又は運営に関する事業
②集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設の整備又は運営に関する事業

３ 土地・住宅税制

（1）居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。

（2）特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等

特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。

（3）特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例

特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換資産が建築後使用されたことのある家屋で耐火建築物以外のもの（以下「非耐火既存住宅」という。）である場合の要件に、その取得の日以前25 年以内に建築されたものであること又は地震に対する安全性に係る規定若しくはこれに準ずる基準に適合することのいずれかを満たすこと（以下「経過年数等要件」という。）を加えた上、その適用期限を2年延長する。

なお、経過年数等要件を満たさない非耐火既存住宅を取得した場合であっても、その取得期限までに改修等を行うことにより経過年数等要件に適合することとなったときには、経過年数等要件を満たす家屋を取得したものとする。

（注）上記の改正は、平成30 年1月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、同年4月1日以後に買換資産を取得する場合について適用する。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の概要

（適用期限）
平成10年1月1日～平成31年12月31日まで（平成10年土地税制改革で創設、平成30年改正で2年延長）

①居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の特例

主な適用要件	
譲渡資産	所有期間5年超の居住用財産（住まなくなってから3年以内のもの）
買換資産	譲渡の年の前後1年内に取得された居住用財産（50㎡以上のもの）
住宅ローン	買換資産に償還期間10年以上の住宅ローンを有すること

②特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の特例

主な適用要件	
譲渡資産	所有期間5年超の居住用財産（住まなくなってから3年以内のもの）
住宅ローン	譲渡資産に償還期間10年以上の住宅ローンの残高があること（契約の前日）
譲渡価額	譲渡価額が上記住宅ローンの残高を下回っていること

特定の居住用財産の買換え特例（平成26年、28年、平成30年改正）

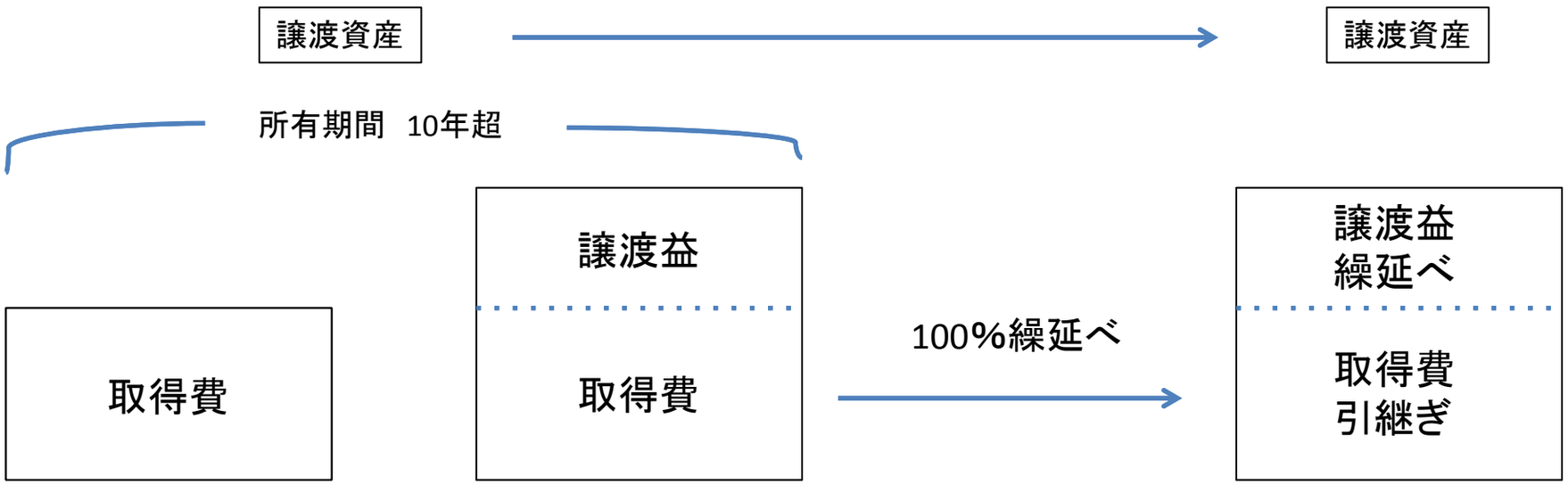

（主な要件）

適用期間	昭和57年～平成31年12月31日（平成30年改正で2年延長）
譲渡資産	所有期間が10年超の居住用家屋及びその敷地等で譲渡対価が1億円以下のもの
買換資産	イ. 居住用の家屋で床面積が50㎡以上のもの
	ロ. 居住用家屋の敷地で面積が500㎡以下のもの
	ハ. 耐火建築物の中古住宅の場合、築年数25年以内又は一定の耐震基準を満たすもの
	ニ, 非耐火建築物の中古住宅の場合、築年数25年以内又は一定の耐震基準を満たすもの（平成30年改正で追加）
その他の要件	イ. 譲渡した住宅は、居住期間が10年以上であること
	ロ. 以前住んでいた住宅を売った場合、住まなくなってから3年目の12月31日までに売ること
	ハ. 住宅を譲渡をした前年から翌年までの3年の間に住宅を買い換えること
	ニ. 売った年の前年及び前々年に住宅の譲渡に関するその他の特例を使っていないこと

（譲渡対価要件の改正経緯）

適用期限	譲渡対価要件
平成5年4月1日～平成21年12月31日	な　し
平成22年1月1日～平成23年12月31日	2億円以下
平成24年1月1日～平成25年12月31日	1億5,000万円以下
平成26年1月1日～平成31年12月31日	1億円以下

4 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31 年度税制改正において、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

（1）森林環境税（仮称）の創設

① 基本的な仕組み
イ 納税義務者等
森林環境税（仮称）は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とする。
ロ 税率
森林環境税（仮称）の税率は、年額1,000 円とする。
ハ 賦課徴収
森林環境税（仮称）の賦課徴収は、市町村において、個人住民税と併せて行うこととする。
ニ 国への払込み
市町村は、森林環境税（仮称）として納付又は納入された額を都道府県を経由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むこととする。
② 施行期日
森林環境税（仮称）は、平成36 年度から課税する。
③ その他
個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関する所要の措置を講ずる。

（2）森林環境譲与税（仮称）の創設

① 基本的な仕組み
イ 森林環境譲与税（仮称）
森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与する。
ロ 譲与基準
（イ）森林環境譲与税（仮称）の10 分の9に相当する額は、市町村に対し、当該額の10 分の5の額を私有林人工林面積で、10 分の2の額を林業就業者数で、10 分の3の額を人口で按分して譲与する。
（ロ）森林環境譲与税（仮称）の10 分の1に相当する額は、都道府県に対し、市町村と同様の基準で按分して譲与する。
（注）私有林人工林面積は、林野率により補正する。
ハ 使途及び公表
（イ）市町村は、森林環境譲与税（仮称）を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないこととする。
（ロ）都道府県は、森林環境譲与税（仮称）を、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないこととする。
（ハ）市町村及び都道府県は、森林環境譲与税（仮称）の使途等を公表しなければならないこととする。
② 施行期日
森林環境譲与税（仮称）は、平成31 年度から譲与する。

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設。

【森林環境税（仮称）**】**

- 森林環境税（仮称）は、**国内に住所を有する個人に対して課する国税。**
- 税率は、**年額1，000円**とし、**市町村が個人住民税と併せて賦課徴収**。
- 市町村は都道府県を経由して**国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込む。**
- **森林環境税**（仮称）**は、平成36年度から課税。**

【森林環境譲与税（仮称）**】**

- 森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額に相当する額とし、**市町村及び都道府県に対して譲与**。
（譲与基準及び経過措置は別紙参照）
- **市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用**並びに**都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用**に充てなければならない。
- **使途等を公表**しなければならない。
- **森林環境譲与税**（仮称）**は、平成31年度から譲与。**

5 租税特別措置等

公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置

公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずる。
① 申請書の提出があった日から1月以内に国税庁長官の承認をしないことの決定がなかった場合にその承認があったものとみなす特例（以下「承認に係る特例」という。）について、次の措置を講ずる。
イ 承認に係る特例の対象範囲に次に掲げる贈与又は遺贈（以下「贈与等」という。）を加える。
（イ）国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は国立研究開発法人（法人税法別表第一に掲げる法人に限る。）に対する贈与等で、その贈与等に係る財産が一定の手続の下でこれらの法人の行う研究開発の実施等の業務に充てるための基金に組み入れられるもの
（ロ）国立研究開発法人（法人税法別表第二に掲げる法人に限る。）、公益社団法人又は公益財団法人に対する贈与等でこれらの法人の理事、監事、評議員その他これらに準ずるもの（その親族等を含む。）以外の者からのもののうち、その贈与等に係る財産が一定の手続の下でこれらの法人の行う研究開発の実施等の業務等に充てるための基金に組み入れられるもの
ロ 承認に係る特例の対象資産から株式、新株予約権、特定受益証券発行信託の受益権及び社債的受益権等（以下「株式等」という。）を除外する措置を廃止する。ただし、贈与等に係る財産が株式等である場合には、上記イ（イ）の贈与等の場合を除き、上記の「１月」の期間を「３月」とする。

② 贈与等に係る財産を公益目的事業の用に直接供した日から2年以内に買い換える場合であっても、当該財産が上記①イの基金に組み入れる方法により管理されている等の要件を満たすときは、当該財産の譲渡収入の全部に相当する金額をもって取得した資産を当該方法により管理する等の一定の要件の下で非課税措置の継続適用を受けることができることとする。

③ 地方独立行政法人法の改正に伴い、申請等関係事務を市町村又は市町村の長その他の執行機関の名において処理する業務を行う地方独立行政法人に対する財産の贈与等に係る非課税承認の要件について、他の業務を行う地方独立行政法人と同様の措置を講ずる。

④ 地方独立行政法人法施行令の改正等を前提に、介護医療院の設置及び管理の業務を行う地方独立行政法人に対する財産の贈与等に係る非課税承認の要件について、他の業務を行う地方独立行政法人と同様の措置を講ずる。

⑤ その他所要の措置を講ずる。

（参考条文）

（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）
措法　第四十条
　国又は地方公共団体に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合には、所得税法第五十九条第一項第一号 の規定の適用については、当該財産の贈与又は遺贈がなかつたものとみなす。
　公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人その他の公益を目的とする事業（公益目的事業）を行う法人に対する財産の贈与又は遺贈で、当該贈与又は遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること、当該贈与又は遺贈に係る財産が、当該贈与又は遺贈があつた日から二年を経過する日までの期間内に、当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであることその他の政令で定める要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについても、また同様とする。

（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）
措令　第二五条の一七
８　前項の贈与又は遺贈につき同項の申請書（同項の書類の添付があるものに限る。）の提出があつた場合において、第一項の税務署長に当該申請書の提出があつた日から一月以内に、当該申請の承認がなかつたとき、又は当該承認をしないことの決定がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。

（参考） 公益法人等に対する寄附に係る措置（平成29年改正）

29年大綱

① 承認に係る特例の見直し

公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の適用に係る申請書の提出があった日から1月以内に国税庁長官の承認をしないことの決定がなかった場合にその承認があったものとみなす特例（以下「承認に係る特例」という。）について、次の措置を講ずる。

イ 承認に係る特例の対象範囲に次に掲げる贈与又は遺贈（以下「贈与等」という。）を加える。

(イ) 公益社団法人又は公益財団法人に対する贈与等で当該公益社団法人又は公益財団法人の理事、監事、評議員その他これらに準ずるもの（その親族等を含む。以下「役員等」という。）以外の者からのもののうち、その贈与等に係る財産が当該公益社団法人又は公益財団法人の公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とされるもの

(ロ) 私立大学等を設置する学校法人以外の学校法人に対する贈与等で当該学校法人の役員等以外の者からのもののうち、その贈与等に係る財産が当該学校法人の基本金に組み入れられるもの

(ハ) 社会福祉法人に対する贈与等で当該社会福祉法人の役員等以外の者からのもののうち、その贈与等に係る財産が当該社会福祉法人の基本金に組み入れられるもの

ロ 承認に係る特例の対象資産から株式、新株式予約権、特定受益証券発行信託の受益権及び社債的受益権等を除外する。

② 閲覧対象とすべき書類の範囲の見直し

公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除について、対象となる社会福祉法人が閲覧対象とすべき書類の範囲に、事業の概要等を記載した書類その他一定の書類を加える。

（参考資料）譲渡所得の非課税規定を受けるための国税庁長官承認の要件（措令25の17）

国税庁長官の承認を受けるためには、次のすべての要件を満たす寄附であることが必要

要件1　寄附が教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること。
要件2　寄附財産が、その寄附日から2年以内に寄附を受けた法人の公益を目的とする事業の用に直接供されること。
要件3　寄附により寄附した人の所得税の負担を不当に減少させ、又は寄附した人の親族その他これらの人と特別の関係がある人の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないこと。

要件3の具体的な判定基準

次の①から⑤までのすべてを満たしているときは、上の要件3の所得税又は贈与税若しくは相続税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められるとされている。

① 公益法人等の運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、理事、監事及び評議員のいずれにおいても、そのうちに親族関係がある人及びこれらの人と特殊の関係がある人の数の占める割合が、3分の1以下とする旨の定めがあること。
② 寄附した人、寄附を受けた法人の理事、監事及び評議員若しくは社員又はこれらの人と特殊の関係がある人に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
③ 法人の寄附行為、定款又は規則において、その法人が解散した場合の残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。
④ 寄附を受けた法人につき公益に反する事実がないこと。
⑤ 法人が寄附により株式の取得をした場合には、当該取得により当該法人の有することとなる当該株式の発行法人の株式がその発行済株式の総数の2分の1を超えることとならないこと。

６ その他

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る年末調整手続について、次の措置を講ずる。

① 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受けようとするものは、給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、控除証明書の書面による提出又は提示に代えて、当該控除証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該控除証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、当該申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、当該控除証明書を提出し、又は提示したものとみなす。

（注）上記の改正は、平成32 年10 月１日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。

② 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（以下「住宅ローン控除」という。）の適用を受けようとするものは、税務署長の承認を受けている給与等の支払者に対し、給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書（以下「住宅ローン控除申告書」という。）の書面による提出に代えて、当該住宅ローン控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、当該住宅ローン控除申告書を提出したものとみなす。

（注）上記の改正は、税務署長の承認を受けている給与等の支払をする者に対し、平成32 年10 月１日以後に提出する住宅ローン控除申告書について適用する。

③ 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に住宅ローン控除の適用を受けようとするもの（居住年が平成31 年以後である者に限る。）は、住宅ローン控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書（以下「住宅ローン控除証明書」という。）又は住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書（以下「年末残高証明書」という。）の書面による提出に代えて、当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、当該住宅ローン控除申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書を提出したものとみなす。

（注）上記の改正は、平成32 年10 月１日以後に提出する住宅ローン控除申告書について適用する。

④ 上記②及び③の改正に伴い、年末残高証明書に記載すべき事項の電磁的方法による交付を可能とする等の所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、平成32 年10 月１日以後に交付する年末残高証明書について適用する。

⑤ 住宅ローン控除の適用を受ける際に住宅ローン控除申告書等に添付すべき住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書の範囲に、当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書の発行者から電磁的方法により提供を受けた当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを加える。

（注）上記の改正は、平成32 年10 月１日以後に提出する住宅ローン控除申告書等について適用する。

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整手続の電子化（案）

源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担を軽減し、給与所得者（被用者）の利便性を向上させる観点から、現行制度上、書面で源泉徴収義務者に提出がされている生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出（電子提出）を可能とする。

（注１）電子提出の対象とする年末調整関係書類
生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローン控除申告書、住宅ローン控除証明書、住宅ローンの年末残高証明書

（注２）上記の見直しと併せて、住宅ローン控除証明書及び住宅ローンの年末残高証明書について、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書等と同様に、電子メール等により提供を受けた住宅ローン控除証明書及び住宅ローンの年末残高証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているもの（ＱＲコード付証明書）を住宅ローン控除申告書等に添付することを可能とする。

【見直し案】

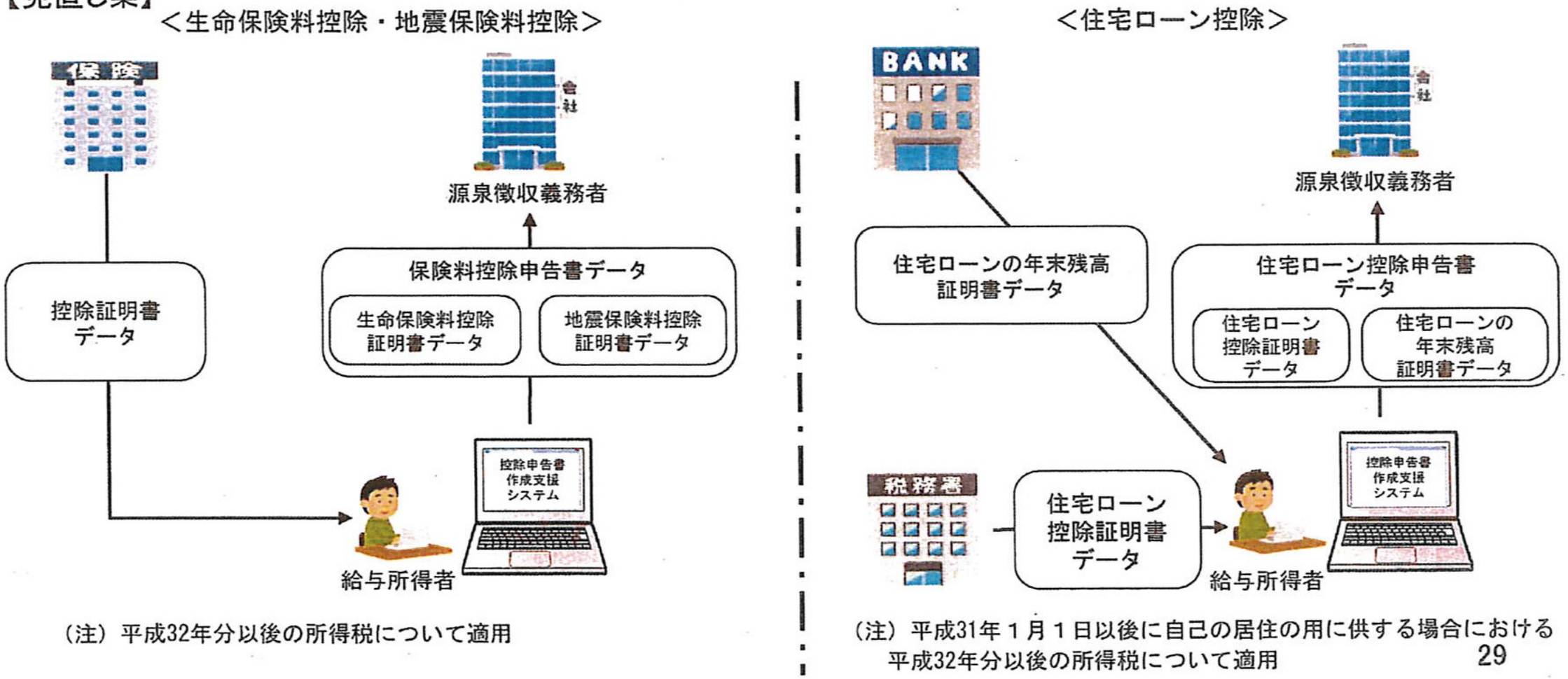

（注）平成32年分以後の所得税について適用

（注）平成31年１月１日以後に自己の居住の用に供する場合における平成32年分以後の所得税について適用

29

以上　税理士法人 平川会計パートナーズ

～税務署からのお知らせ～

「財産債務調書制度」のあらまし

制度の趣旨

平成 27 年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書を見直し、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める制度が平成 28 年１月から施行されています。

制度の概要等

◎ 財産債務調書を提出しなければならない方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額（注１）が2,000万円を超え、かつ、その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が３億円以上の財産又はその価額の合計額が１億円以上の国外転出特例対象財産（注２）を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければなりません。

（注１）　申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です。ただし、①純損失や雑損失の繰越控除、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

（注２）　「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第 60 条の２第１項に規定する有価証券等並びに同条第２項に規定する未決済信用取引等及び同条第３項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

◎ 財産の価額

財産の「価額」は、その年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

（注）　「時価」とは、その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価格）などをいいます。「見積価額」とは、その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいいます。

なお、「見積価額」の具体的な算定方法につきましては、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）に掲載している法令解釈通達等でご確認ください。

◎ 財産債務調書への記載事項

財産債務調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、財産の種類、数量、価額、所在及び債務の金額等を記載することとされています（財産及び債務に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

（注１）　「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

（注２）　マイナンバーを記載した財産債務調書を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉』（http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm）をご覧ください。（掲載 URL は平成 29 年６月現在のものです。）

◎ 財産債務調書の提出期限等

財産債務調書は、その年の翌年の３月 15 日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

（注）　その年の翌年３月 15 日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日までに提出しなければなりません。

財産債務調書（合計表）の記載例

財産債務調書の提出に当たっては、別途、「財産債務調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

（調書）　　（合計表）

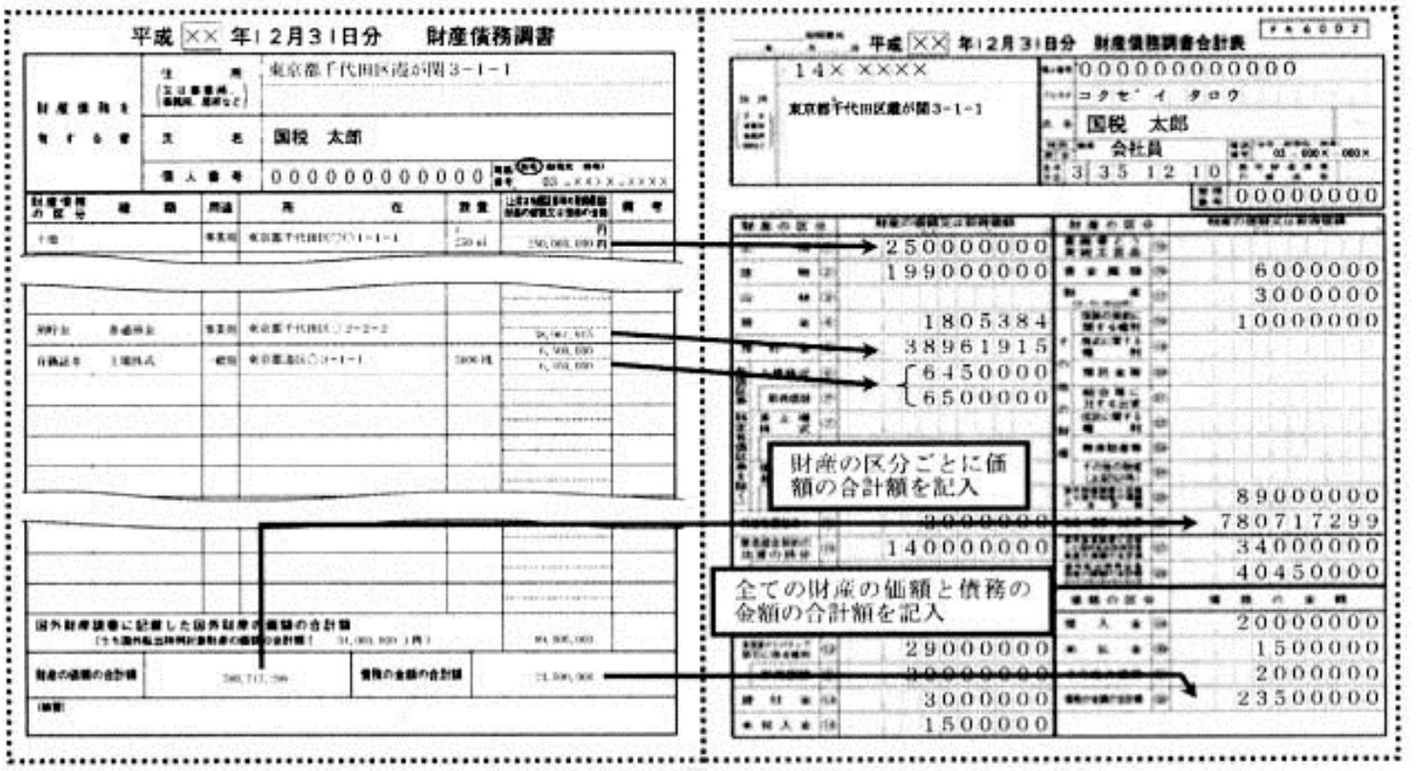

※　財産債務調書を提出する方が、「国外財産調書」を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項（当該国外財産の価額を除きます。）の記載は要しないこととされています。

その他の措置

①　財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が５％軽減されます。

②　財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、過少申告加算税等が５％加重されます。

○　国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)には、調書や合計表の様式のほか、制度についてのFAQ、法令解釈通達等を掲載しております。

○　税務署での面接によるご相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

なお、ご予約の際には、お名前、ご住所、ご相談内容等をお伺いいたします。

税務署

平成29年9月

No.7457　財産債務調書の提出義務

[平成29年4月1日現在法令等]

所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額（注1）が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産（注2）を有する場合には、氏名及び住所又は居所並びに同日において有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した調書（以下「財産債務調書」といいます。）を、その年の翌年の3月15日までに、所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、財産債務調書の提出制度においては、適正な提出をしていただくために次のような措置が講じられています。

1　財産債務調書の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減措置
　財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産若しくは債務に対する所得税等又は財産に対する相続税の申告漏れが生じたときであっても、その財産若しくは債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%軽減されます。

2　財産債務調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置
　財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産若しくは債務の記載がない場合（重要な事項の記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その財産若しくは債務に対する所得税等の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その財産若しくは債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%加重されます。

（注1）　申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です。ただし、①純損失や雑損失の繰越控除、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

（注2）　「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等、同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

（注3）　国外財産調書に記載した国外財産については、財産債務調書にその財産の価額以外の記載事項についての記載を要しないこととされていますので、財産債務調書には国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額及びそのうちの国外転出特例対象財産の価額の合計額を記載してください。
　なお、国外にある債務については、財産債務調書に記載します。

（注4）　財産債務調書を提出する際には、「財産債務調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

（国外送金等調書法6の2、6の3、国外送金等調書令12の2～12の4、国外送金等調書規15、16、別表第3、第4）

参考：　関連コード

1478　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例
7456　国外財産調書の提出義務

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話番号03-3581-4161(代表)／Copyright(c)国税庁

平成 29 年 12 月
国　税　庁

平成 28 年分の国外財産調書の提出状況について

近年、国外財産の保有が増加傾向にある中で、国外財産に係る所得税や相続税の課税の適正化が喫緊の課題となっていることから、国外財産を保有する方にその保有する国外財産について申告をしていただく仕組みとして、国外財産調書の提出制度が創設され、平成 26 年 1 月から施行されました（初回の調書は平成 25 年分）。

平成 28 年分（平成 28 年 12 月 31 日分）の国外財産調書は、平成 29 年 3 月 15 日を期限として提出されていますが、その提出状況は以下のとおりです。

国税庁では、引き続き制度の広報・周知に努めていくほか、国外財産調書の提出を要すると見込まれる方や記載内容に不備がある方に対して文書照会等を適切に行うなどの取組を継続し、その適正な提出を確保することを通じて国外財産に係る課税の一層の適正化に努めていくこととしています。

1　総提出件数

９，１０２件

※東京局 5,922 件（65.1%）、大阪局 1,260 件（13.8%）、
名古屋局 660 件（7.3%）、その他 1,260 件（13.8%）

2　総財産額

３兆３，０１５億円

※東京局 2 兆 4,601 億円（74.5%）、大阪局 3,957 億円（12.0%）、
名古屋局 1,734 億円（5.3%）、その他 2,723 億円（8.2%）

3　財産の種類別総額

財産の種類	総額	構成比
有価証券	１兆７，０９３億円	51.8%
預貯金	６，０１５億円	18.2%
建物	３，４７４億円	10.5%
貸付金	１，７０８億円	5.2%
土地	１，２３８億円	3.7%
上記以外の財産	３，４８７億円	10.6%
合計	３兆３，０１５億円	100.0%

（注）平成 29 年６月末までに提出されたものを集計しています。

国外財産調書提出制度の概要

その年の12月31日においてその価額の合計額が５千万円を超える国外財産を有する居住者は、翌年３月 15 日までに当該財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、税務署長に提出しなければならないとされています（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下「国送法」という。）５①)。

国外財産調書は、自主的に自己の情報を記載し提出するものであることから、適正な提出を確保するため以下のインセンティブ措置等が設けられています（国送法６、10)。

① 加算税の軽減措置

提出された調書に記載された国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても加算税を軽減(▲５%)

② 加算税の加重措置

調書の提出がない場合又は提出された調書に記載のない国外財産に係る所得税の申告漏れが生じたときには、加算税を加重（＋５%）

③ 罰則の適用

正当な理由なく期限内に提出がない場合又は虚偽記載の場合に、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金